

別記様式第1号(第四関係)

# 逆川地区活性化計画

静岡県・掛川市

平成24年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	逆川地区活性化計画						
都道府県名	静岡県	市町村名	掛川市	地区名(※1)	逆川地区	計画期間(※2)	平成24年度～平成26年度

## 目 標 : (※3)

当該地区は不整形な区画形状かつ経営規模が零細な水田及び畑地帯であり、効率的な農業経営が困難な状況にあり、農業従事者の高齢化及び後継者不足が進み地区の活力が低下している。このため、区画整理を実施し、農地集積による農業経営の大型化を図り効率的な営農条件を整備するとともに、道路・用水路(パイプライン)の整備により生産性の高い農業経営を推進することで、定住化の促進を図る。

具体的には、平成20年度(449人)～平成23年度(441人)にかけて減少傾向にある当該地区において、平成26年度における区域内定住人口を現状(平成23年度)の水準(441人)に維持することを目標とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

市街地近隣に位置し、水田と畑からなる逆川地区は、土地の形状や土壌の特性を活かした多彩で特色ある農業が展開され、近郊地方都市を主要な出荷先とする都市近郊型農業への取組が模索されている。

### 現状と課題

逆川地区は経営規模が小さく、道水路網等が不十分であり、大型機械による効率的な営農や付加価値の高い畑作物の栽培が困難な状況にある。このような営農環境の下では担い手への農地集積は進まず、農業従事者の高齢化も進んでいることから、農業の継続が困難となりつつあり、一部に耕作放棄地も発生し、地域基幹産業である農業の活力が低下する中、今後、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

水田は隣接する農地総合開発受益地の農地と合せた土地利用型農業、畑は国道1号を經由した道の駅への出荷を行う集約的農業を振興し、地域の活性化を目指すこととする。具体的には、区画整理により耕作放棄地を解消し、大規模水田農業に対応させるとともに、畑地の排水、支線道路の整備により付加価値の高い畑作物の生産条件を整え、農業者の定住等を促進する。

なお、平成27年度には、活性化区域内の定住人口(平成26年度)が現状(平成23年度)の水準を維持していることを検証する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
掛川市	逆川	基盤整備(⑤区画整理)	掛川市	有	イ	静岡県が一部費用負担

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

逆川地区(静岡県掛川市)	区域面積(※2)	23ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積23haのうち、農林地面積は19haで約83%を占める。また、全就業者数388人に対し、農林漁業従事者数は56人で14.4%と農林漁業が重要な区域である。 ※総面積、農林地面積は「農林業センサス(2005)」及び計測より ※総面積、農林地面積及び農林漁業従事者数は「農林業センサス(2005)」より ※全就業者数は「国勢調査」(H17)より</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 人口・世帯は平成23年8月末日現在の掛川市公表値で441人、144戸となっている。農業が重要な産業である本地域において、今後農業従事者の高齢化が進行し、後継者、定住者の確保が課題となるため、本地域の活性化のためには、定住化に資する区画整理の整備が不可欠である。 ※人口は、掛川市統計資料(平成23年8月)</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 本地区内は、農業振興農用地区域となっており、市街地はない。</p>		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

該当なし

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">該 当 な し</p> </div>	
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等( 1)

活性化計画終了年度の翌年度(H27)、掛川市は市統計資料等から本地区内の定住人口を確認し、県とともに計画時の平成23年を基準とした地元住民の定住人口(441人)の維持の達成状況を検証する。

なお、この評価結果については、県または関係市町の審査会等、および学識経験者等第三者の意見により検証を行う。

計画時 (H23 441人)

計画終了時 (H26 441人)